

壁を超えて羽ばたく企業に

「年収の壁突破」

総合対策促進奨励金

年収の壁突破サポーター
トッパーくん

この奨励金の取り組みを通じて
「年収の壁」による労働力不足などの問題を解決しませんか。

社会保険加入促進コース

奨励金 **30万円**社会保険料に関する手当を新設する企業に
奨励金を交付

配偶者手当見直しコース

奨励金 **30万円**「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の
見直しを行う企業に奨励金を交付2コース実施で、**50万円** 奨励対象：都内中小企業事業主

うれしい声がこんなに！！



従業員

年収の壁を気にせず、働きたかった。
キャリアを築きたい！

事業主

年末（繁忙期）に人のやりくりの苦労が
なくなりました。社員の残業も減りました！

従業員

社保加入で、将来の安心材料が増えて、
ホッとしました！

従業員

社員の意見をくみ取った手当の見直しで、
みんなのモチベーションが上がりました！

事業主

モヤモヤした不公平感が解消され、
社員のエンゲージメントが向上しました！

男性従業員

別の手当がもらえ、妻の給与も増えて、
世帯年収がアップしました！

社会保険加入促進コース・配偶者手当見直しコースの2コースにエントリーをする場合、奨励金は**50万円**となります。
途中からのコース追加は出来ません。2コースへの取組を希望する場合は、必ず2コースにエントリーをお願いします。

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

▶ 詳細は裏面をご確認ください

手続きの流れ



取組

- 【1】就業規則改正案の検討・相談
- 【2】労使協定の締結
- 【3】就業規則の改正
- 【4】労働基準監督署への届出
- 【5】社内周知・社内研修の実施

無料

取組期間内に【1】～【5】を実施し、個別相談を必ず2回利用

個別相談の利用

1回目

交付決定日から1か月以内

2回目

交付決定日から3か月以内

※手続きの流れは2コースとも共通です。※事前エントリー後、抽選を行います。※個別相談はオンライン(zoom)で実施します。両方のコースに取組む場合、個別相談窓口は2回(2コースまとめて)利用して下さい。※その他詳細は奨励金特設WEBサイトをご確認ください。(右下のQRコードからご確認ください)

社会保険加入促進 コース

■対象事業主

- ①就業規則に「新たに社会保険の対象とする非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」の規定がないこと。
- ②新たに社会保険の加入対象となる可能性のある非正規雇用者がいること。

対象となる取組

- (1)取組期間内(交付決定日から3か月以内)に、非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当を新設すること。なお、本手当の対象となる非正規雇用者には同様の既存手当がないこと。
- (2)社会保険未加入の非正規雇用者1名以上が、新たに社会保険に加入し、(1)の手当の受給対象となる計画を作成すること。
- (3)(1)について、労使協定を締結後に就業規則を改正し、所轄の労働基準監督署に届け出ること。
- (4)社内周知及び(1)に関連する社内研修を行うこと。

※上記(1)～(4)を実施する際に、個別相談窓口を取組期間内(交付決定日から3か月以内)に合計2回(各回1時間程度)利用すること。また、2コースに取組む場合、個別相談窓口の利用は合計2回、社内研修の実施は1回となり、2コースまとめて行うものとする。

配偶者手当見直し コース

■対象事業主

- ①就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定があること。
- ②事前エントリー日から過去5年以内に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の支給実績があること。

対象となる取組

- (1)「配偶者の収入要件がある配偶者手当」について、取組期間内(交付決定日から3か月以内)に下記①から③のいずれかの見直しを行うこと。
 - ①配偶者手当の収入要件を撤廃する。
 - ②配偶者手当を廃止し、他の手当に振り替える。
 - ③配偶者手当を廃止し、基本給に繰り入れる。
- (2)(1)の見直しの内容について、労使協定を締結すること。
- (3)(1)について、労使協定を締結後に就業規則を改正し、所轄の労働基準監督署に届け出ること。
- (4)社内周知及び(1)に関連する社内研修を行うこと。

※上記(1)～(4)を実施する際に、個別相談窓口を取組期間内(交付決定日から3か月以内)に合計2回(各回1時間程度)利用すること。また、2コースに取組む場合、個別相談窓口の利用は合計2回、社内研修の実施は1回となり、2コースまとめて行うものとする。

令和7年度企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

「年収の壁突破」総合対策促進奨励金



奨励金全般に関するお問い合わせ

(公財)東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金事務局

☎ 03-5211-2315

受付:平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで・土日・祝日・年末年始は除く)

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

事前エントリー・抽選や当選に関するお問い合わせ

事前エントリー窓口

☎ 050-4560-7554

受付:平日午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、年末年始は除く)



本事業により交付決定を受けた中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。詳細は、左のQRコードにてご確認ください。